

粉じん作業特別教育・振動工具取扱い作業安全衛生教育 自由研削といし（グラインダ）取替業務特別教育 アーク溶接特別教育・ガス溶接技能講習 } 開催

実施機関：（一社）黒石地区労働基準協会
黒石地区溶接協会

☆ 事業者は、①粉じん作業、③アーク溶接、⑤自由研削といし作業に従事する労働者に対して、労働安全衛生法第59条3項、同規則36条の規定により、危険業務従事者に対する安全のための特別教育（教育規程に基づいた修了者）実施が義務付けられています。

④のガス溶接につきましては、労働安全衛生法第61条の規定により、技能講習修了者でなければ作業に従事することができない事になっております。

（建設関連業種は、粉じん作業・アーク溶接・自由研削といし・ガス溶接は助成金制度あり 裏面参照）

又、②の振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育については、「振動障害予防対策指針が改正」され、振動障害防止のための安全衛生教育実施要綱を基に、今回実施することになりましたので取扱い従事者及び関係者が受講されますようご案内致します。

①粉じん作業特別教育 (定員30名)

※建設関連業種助成金あり(雇用保険加入労働者のみ対象)

※この教育の対象となる方（粉じん作業障害防止規則第2条、第3条 別表第2）

グラインダによるバリ取り・切断・研削盤による研削加工等の作業・岩石の切断、彫刻、加工の作業
・砂型のばらし、砂おとし、鋳ばりを削る作業・岩石の破砕、ふるいわけ作業・ショットブラスト作業
・建物等の解体現場における粉じんの出る作業・その他粉じん障害防止規則に定める作業をする方

講習日時 令和8年1月31日（土）

8時00分～12時40分まで

粉じん障害防止対策は
まず、呼吸用保護具の適正使用や
作業環境の管理保全から!!



受講料 6,930円【テキスト代(880円)・マスク代・消費税含む】

講習会場 「上十川公民館 多目的ホール」 黒石市上十川留岡一番17-2



★受講者には「特別教育修了証」・事業者には「特別教育実施証明書」を交付

②振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育 (定員30名)

講習日時 令和8年1月31日（土）

13時30分～17時40分まで

振動障害予防は、
工具の点検と、振
動に暴露される時
間の抑制から!!



受講料 7,040円【テキスト代(1,210円)・消費税含む】

講習会場 「上十川公民館 多目的ホール」 黒石市上十川留岡一番17-2

☆ 振動工具対象機械一例（チェーンソー以外の振動工具等詳細は裏面参照）

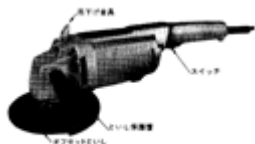
振動作業例

ハンドグラインダー

インパクトレンチ

エンジンカッター

タンピングランマー



★受講者には「安全衛生教育修了証」を交付

③アーク溶接特別教育 (定員40名)

※建設関連業種助成金あり(雇用保険加入労働者のみ対象)

労働安全衛生法及び同規則の規定により、事業者は、アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断などの業務に従事する労働者に対し、特別教育規程に定める教育の実施が義務付けられております。

講習日時 **令和8年2月19日(木)・20日(金) 8時30分～17時まで**
2月21日(土) 8時30分～14時30分まで

講習会場 学 科 「スポカルイン黒石 2階大会議室」 黒石市ぐみの木3-65
実 技 「(有)村岡溶接工業」 黒石市緑ヶ丘28

受講料 **2日間コース(19日～20日) 13,860円**【テキスト代(1,210円)・消費税含む】
3日間コース(19日～21日) 16,610円【テキスト代(1,210円)・消費税含む】

※2日間コースをご希望の方は、同封の社内実技教育(7時間以上)実施証明書に事業場等より証明を受け提出してください。
また、2日間コースを受講させ助成金を申請する場合、受講開始日の一週間前までに労働局へ計画届の提出が必要です。

★受講者には「特別教育修了証」・事業者には「特別教育実施証明書」を交付



④ガス溶接技能講習 (定員30名)

【青森労働局長登録番号第119号】

※建設関連業種助成金あり(雇用保険加入労働者のみ対象)

労働安全衛生法第61条の規定により、可燃性ガスを用いて行う金属の溶接、溶断、または、加熱の作業に従事させる場合は、標記の講習修了者でなければ作業に従事することができない事になっておりますので、資格を取得されますようご案内致します。

講習日時 **令和8年2月26日(木)・27日(金)**
9時00分～17時00分まで

講習会場 学 科 「スポカルイン黒石 2階大会議室」 黒石市ぐみの木3-65
実 技 「(有)村岡溶接工業」 黒石市緑ヶ丘28

受講料 **10,780円**【テキスト代(880円)・消費税含む】

★試験合格者には「ガス溶接技能講習修了証」を交付



⑤自由研削といし(グラインダ)取替特別教育 (定員30名)

※建設関連業種助成金あり(雇用保険加入労働者のみ対象)

労働安全衛生法及び同規則の規定により、事業者は、研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に従事する労働者に対し、特別教育規程に定める教育の実施が義務付けられております。

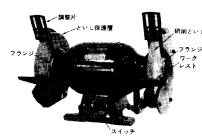
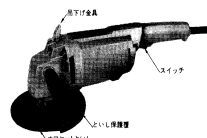
講習日時 **令和8年3月7日(土)**
9時00分～16時00分まで

講習会場 学 科・実 技

「上十川公民館 多目的ホール」 黒石市上十川留岡一番17-2

受講料 **8,800円**【テキスト代(1,320円)・消費税含む】

★受講者には「特別教育修了証」・事業者には「特別教育実施証明書」を交付



※(連絡事項等裏面に記載有り)

申込先 一般社団法人黒石地区労働基準協会

Tel 0172-53-5787 Fax 0172-53-5792

- ☆ 受講料のご納入は、お振込みでも可能です。(送金手数料はご負担下さい)

事務所・講習会場地図

お問合わせ・講習申込先
一般社団法人黒石地区労働基準協会
黒石市大字前町40-5

チェーンソー以外の振動工具には次のものがあります

工具の名称	主たる用途	別名、商品名、類似工具等	工具の名称	主たる用途	別名、商品名、類似工具等
さく岩機	岩石の発破用穴のせん孔	レッグ式さく岩機、レッグドリル、シンカー・ジャックハンマー、ドリフター、ストーパー、ハンドドリル	スイング研削盤 携帯用皮はぎ機	金属、石材等の研削、研磨、切断、木材の皮はぎ	スイングライダー、吊下げ式ライダー
			電動ハンマー	コンクリート、建築物、基礎等の破砕	電気ハンマー
チップングハンマー	岩石の小割り、はつり鋳物砂落とし、錆落とし、塗料落とし	エアーチップパー、フラックスチップパー、フラックスハンマー	コンクリートパイプレーター	コンクリート打込時の充填促進	
ハンドハンマー	岩石、金属等のはつり、かしめ、錆落とし		サンダー	溶接部の仕上、錆落とし	ディスクサンダー、オービタルサンダー
ランマー	締め固める機械		バイブレーションドリル	金属、石材、コンクリート等の穴あけ	振動ドリル、電気ハンマードリル、電気インパクトドリル
コンクリートブレイカー	コンクリート道路、建築物、基礎等の破砕	エアーブレイカー	インパクトレンチ	ボルト、ナットの締付取り外し	
スケーリングハンマー	錆、塗装落とし		バイブレーションシャワー	金属板等の切断	ハンドジャー、ニブラー
ピックハンマー	岩石、コンクリート等のはつり、破砕	コールピックハンマー	ジグソー	木材、軟鋼板等の直線、曲線切り	電気ジグソー
オートケレン	はつり、錆落とし	ニューケレン、スーパーケレン	ブッシュクリーナー	灌木、雑草の刈払	刈払機、草刈機、ベルカッター
エンジンカッター	金属、石材等の切断		携帯用研削盤	溶接部等の仕上、錆取り、錆落とし	ハンドグラインダー、アングルグラインダー、ストレートグラインダー、ディスクグラインダー、バーチカルグラインダー

人材開発支援助成金のご案内

「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、建設業における人材育成や技能継承を図り建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的とした助成金制度となっております。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり8,550円(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細及び申請様式等は、青森労働局ホームページ 助成金関係等をご確認ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

・登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関等に委託し実施する場合は、原則計画届の提出が不要ですが、講習の実施内容によっては必要となる場合がございますので、労働局担当課へご確認ください。

・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。

○人材開発支援助成金 支給申請チェックシート・支給申請書(建技様式第3号)・その他添付書類

・助成金を受けることのできる事業主(但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。)

- ① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主
- ② 雇用保険料率 1000分の17.5(保険料率に変更となる場合があります)の建設事業主
- ③ 受講者が雇用保険被保険者であること
- ④ 法定帳簿(賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等)を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出及び報告を速やかにできること

※詳しくは 青森労働局職業対策課(017-721-2003)又は当協会までお問合せ下さい。